

お 客 さ ま へ

毎度格別のお引き立てにあずかりまして、まことにありがとうございます。

マルチコーラブル定期預金は、この規定書の各条文によりお取扱いいたしますので、ぜひご一読いただきたくご案内申し上げます。

なお、この預金は預金保険の対象であり、当行にお預け入れいただいている他の預金保険の対象となる預金等と合算して、元本 1,000 万円までと保険事故発生日までの利息が保護されます。ただし、この預金の利息等については、お預け入れ時における通常の円定期預金（この預金と同一または近似する期間および金額）の店頭表示金利までが預金保険の対象となり、それを超える部分は預金保険の対象外となります。

マルチコーラブル定期預金規定

1. 定義

- (1) 期限前解約権 マルチコーラブル定期預金（以下「この預金」といいます。）追約書に記載する（以下「追約書記載」といいます。）期限前解約応当日毎に（ただし満期日は除きます。）、この預金を期限前解約することができる権利
- (2) 銀行営業日 東京において銀行が営業を行い、かつ銀行間取引市場が開かれている日
- (3) 期限前解約決定日 追約書記載の各期限前解約応当日の 10 銀行営業日前の日

2. 預け入れの金額

この預金のお預入金額は募集時に決定し、証書表面に記載されます。

3. 預入期間

この預金の預入期間は、証書表面には記載せず、マルチコーラブル定期預金追約書に記載されます。

4. 取扱店の範囲等

この預金は、当行国内本支店のどこの店舗でも取扱いますが、個々の取引については、追約書記載の指定口座（本人名義の口座に限ります。以下、「指定口座」といいます。）のある取引店（以下、「当店」といいます。）のみで取り扱います。

5. 証券類の受け入れ

この預金は、小切手その他の証券類の受け入れはできません。

6. 期限前解約権

- (1) この預金の期限前解約権は当行のみが保有します。
- (2) 第 1 条第 3 項に定める期限前解約決定日に当行が期限前解約権を行使しその旨の通知を行った場合、この預金は通知後最初に到来する期限前解約応当日に、期限前解約されます。

- (3) 前項の期限前解約停止の申出はできません。
- (4) 期限前解約権の行使は、当行が期限前解約権決定日に判断、決定し、届出のあった商号・名称、住所にあてて通知することにより行うものとします。なお、期限前解約権を行使しないことを決定した場合も同様に通知します。
- (5) 当行がこの預金を期限前解約しない旨の通知を行った場合には、この預金は期限前解約されません。

7. 支払時期

この預金は、追約書記載の満期日（以下「満期日」といいます。）以後に支払います。ただし、第6条第2項により当行がこの預金の期限前解約権を行使した場合には、その旨の通知後最初に到来する期限前解約応当日以後に支払います。

8. 利息

- (1) この預金は、申し込み毎に約定したこの預金の証書の表面記載の利率（以下「約定利率」といいます。）を適用します。
- (2) 利息は、期限前解約応当日または満期日において、預入日または前回の期限前解約応当日から当該期限前解約応当日の前日または満期日の前日までの日数および約定利率によって計算します。
- (3) 期限前解約応当日が到来した場合には、前号により計算した利息を指定口座に入金します。ただし、当行がこの預金の期限前解約権を行使した場合には当該期限前解約応当日以後に、この預金と共に支払います。
- (4) 満期日が到来した場合、第2号により計算した利息は、満期日以後にこの預金と共に支払います。
- (5) 当行が期限前解約権を行使した期限前解約応当日以後、またはこの預金の満期日以後の利息は、当該期限前解約応当日または満期日からこの預金の払戻日（以下「払戻日」といいます。）の前日までの日数について払戻日における普通預金の利率によって計算し、この預金とともに支払います。
- (6) この預金の付利単位は1円とし、1年を365日として日割で計算します。なお、円未満は切り捨てとします。
- (7) 期限前解約応当日については、マルチコーラブル定期預金追約書に記載することとします。

9. 預金の払戻

この預金の払戻を請求するときは、当行が期限前解約権を行使した期限前解約応当日またはこの預金の満期日以後に証書裏面に届け出の印章により記名押印して当店に提出してください。

10. 取引拒絶

- (1) 次の各号のいずれかに該当した場合には、当行はこの預金取引を停止し、または預金者に通知することによりこの預金口座を解約することができるものとします。なお、通知により解約する場合、到達のいかんにかかわらず、当行が解約の通知を届出のあった氏名、住所にあてて発信した時に解約されたものとします。

- ①この預金口座の名義人が存在しないことが明らかになった場合または預金口座の名義人の意思によらずに開設されたことが明らかになった場合
 - ②この預金の預金者が第 18 条に違反した場合
 - ③この預金が本邦または外国の法令・規制や公序良俗に反する行為に利用され、またはそのおそれがあると認められる場合
 - ④法令で定める本人確認等における確認事項、および第 11 条第 1 項で定める各種確認や提出された資料が偽りである場合。
 - ⑤この預金がマネー・ローンダリング、テロ資金供与、経済制裁に抵触する取引に利用され、またはそのおそれがあると当行が認め、マネー・ローンダリング等防止の観点で当行が預金口座の解約が必要と判断した場合。
 - ⑥第 11 条第 1 項から第 3 項に定める取引等の制限に係る事象が 1 年以上に渡って解消されない場合。
 - ⑦第 1 号から第 6 号の疑いがあるにも関わらず、正当な理由なく当行からの確認に応じない場合。
- (2)前項のほか、次の各号の一にでも該当し、預金者との取引を継続することが不適切である場合には、当行はこの預金取引を停止し、または預金者に通知することによりこの預金口座を解約することができるものとします。
- ①預金者がこの預金の申込時にした表明・確約に関して虚偽の申告をしたことが判明した場合
 - ②預金者が、次のいずれかに該当したことが判明した場合
 - A. 暴力団
 - B. 暴力団員
 - C. 暴力団準構成員
 - D. 暴力団関係企業
 - E. 総会屋等、社会運動等標ぼうゴロまたは特殊知能暴力集団等
 - F. その他前各号に準ずる者
 - ③ 預金者が、自らまたは第三者を利用して次の各号に該当する行為をした場合
 - A. 暴力的な要求行為
 - B. 法的な責任を超えた不当な要求行為
 - C. 取引に関して、脅迫的な言動をし、または暴力を用いる行為
 - D. 風説を流布し、偽計を用いまたは威力を用いて当行の信用を毀損し、または当行の業務を妨害する行為
 - E. その他前各号に準ずる行為

11. 取引等の制限

- (1) 当行は、預金者の情報および具体的な取引の内容等を適切に把握するため、提出期限を指定して各種確認や資料の提出を求めることがあります。預金者から正当な理由なく指定した期限までに回答いただけない場合には、入金、払戻し等の本規定にもとづく取引の一部を制限する場合があります。
- (2) 1 年以上利用のない預金口座は、払戻し等の預金取引の一部を制限する場合があります。
- (3) 日本国籍を保有せず本邦に居住する預金者は、当行の求めに応じ適法な在留資格・在留期

- 間を保持している旨を当行所定の方法により届け出るものとします。当該預金者が当行に届け出た在留期間が超過した場合、払戻し等の預金取引の一部を制限する場合があります。
- (4) 第 1 項に定める各種確認や資料の提出の求めに対する預金者の回答、具体的な取引の内容、預金者の説明内容およびその他の事情を考慮して、当行がマネー・ローンダリング、テロ資金供与、または経済制裁関係法令等への抵触のおそれがあると判断した場合には、払戻し等のこの規定にもとづく取引の一部を制限する場合があります。
- (5) 第 1 項から第 4 項に定めるいずれの取引等の制限についても、預金者から合理的な説明がなされたこと等により、マネー・ローンダリング、テロ資金供与、または経済制裁関係法令等への抵触のおそれが解消されたと認められる場合、当行は速やかに前 4 項の取引等の制限を解除します。

12. 中途解約

- (1) この預金は中途解約できません。ただし、預金者の申出により当行がやむを得ないものと認めてこの預金を中途解約する場合および第 10 条の規定により解約する場合は、その利息は、預入日または前回利息支払日から中途解約日の前日までの日数について約定利率によって、1 年を 365 日として日割りで計算し、この預金と共に支払います。この場合、元利金は指定口座に入金するものとします。
- (2) 預金者は、中途解約により生じる第 15 条に定める当行の損害（以下「中途解約清算金」といいます。）を負担し、当行に対して直ちに支払うものとします。中途解約清算金は、中途解約日に指定口座より小切手または通帳、払戻請求書によらず自動的に引き落とすことができるものとします。
- (3) 中途解約日は中途解約を申し出た日の 2 銀行営業日後とします。

13. 通知等

届出のあった氏名、住所にあてて当行が通知または送付書類を発送した場合には、延着しまたは到達しなかったときでも通常到達すべき時に到達したものとみなします。

14. 当行貸付金との相殺

- (1) 預金者が当行に対し負担する債務の履行期限が到来している場合、当行は当該債務とこの預金とを、この預金の期限にかかわらず、いつでも相殺することができるものとします。
- (2) 前項の場合、この預金の利息は、預入日または直近の期限前解約応当日から相殺を行う日までの日数および約定利率に基づき計算します。

15. 中途解約清算金

中途解約清算金は、この預金の解約がなかったならば存続したであろう残存期間につき、当行が代替の契約（当行が責任ある契約相手方として任意に選択する第三者を代わりの相手方とする、本契約と同条件の契約）を締結するか、または締結したと仮定した場合に要する一切の手数料、費用および損害を含むものとし、当行の定める基準日に当行所定の計算方法により算出します。

16. 届出事項の変更、証書の再発行

- (1) 証書または印章を失ったときは、ただちに本人から当行所定の喪失届により当店に届け出てください。当行は、この届け出を受けたときは、ただちにこの預金の払戻停止の措置を講じます。届け出の前に生じた損害については、当行は責任を負いません。
- (2) 前項の届け出の前に証書または印章を失った旨本人から当店に電話による通知があった場合にも当行は前項と同様の措置を講じます。なお、この場合にもすみやかに本人自ら当行所定の喪失届により当店に届け出てください。
- (3) 印章、商号・名称、代表者、住所その他届出事項に変更があったときは、ただちに当行所定の変更届により当店に届け出てください。この届け出の前に生じた損害については、当行は責任を負いません。
- (4) 届出のあった商号・名称、住所にあてて当行が通知または送付書類を発送した場合には、到着しなかったときでも、通常到着すべき時に到達したものとみなします。
- (5) 証書や印章を失った場合のこの預金の元利金の支払い、証書の再発行または届け出印の変更（改印）は、当行所定の手続（その際書面によりご案内します。）をした後に行います。この場合、本人であることを証明する書類あるいは保証人を求めることがあります。
- (6) 証書を再発行する場合には、当行の店頭に示された所定の手数料をいただきます。

17. 印鑑照合

証書、諸届その他の書類に使用された印影を届出の印鑑と相当の注意をもって照合し、相違ないものと認めて取り扱いましたうへは、それらの書類につき偽造、変造その他の事故があっても、そのために生じた損害については、当行は責任を負いません。

18. 譲渡・質入の禁止

この預金および証書は、譲渡または質入することはできません。

19. 保険事故発生時における預金者からの相殺

- (1) この預金は、満期日が未到来であっても、当行に預金保険法の定める保険事故が生じた場合には、当行に対する借入金等の債務と相殺する場合に限り当該相殺額について期限が到来したものとして、相殺することができます。なお、この預金に、預金者の当行に対する債務を担保するため、もしくは第三者の当行に対する債務で預金者が保証人となっているものを担保するために質権等の担保権が設定されている場合にも同様の取扱とします。
- (2) 前項により相殺する場合には、次の手続きによるものとします。
 - ① 相殺通知は書面によるものとし、複数の借入金等の債務がある場合には充當の順序方法を指定のうえ、証書はただちに当行に提出してください。ただし、この預金で担保される債務がある場合には、当該債務または当該債務が第三者の当行に対する債務である場合には、預金者の保証債務から相殺されるものとします。
 - ② 前号の充當の指定のない場合には、当行の指定する順序方法により充當いたします。
 - ③ 第1号による指定により、債権保全上支障が生じるおそれがある場合には、当行は遅滞なく異議を述べ、担保・保証の状況等を考慮して、順序方法を指定することができるものとします。
- (3) 第1項により相殺する場合の利息等については、次のとおりとします。
 - ① この預金の利息の計算については、その期間を相殺通知が当行に到達した日の前日まで

として、満期日前までの期間は約定利率を適用するものとします。なお、満期日以後の期間は当行の計算実行時の普通預金利率を適用するものとします。

- ② 借入金等の債務の利息、割引料、遅延損害金等の計算については、その期間を相殺通知が当行に到達した日までとして、利率、料率は当行の定めによるものとします。また、借入金等を期限前弁済することにより発生する損害金等の取扱については当行の定めによるものとします。
- (4) 第 1 項により相殺する場合において借入金の期限前弁済等の手続について別の定めがあるときには、その定めによるものとします。ただし、借入金の期限前弁済等について当行の承諾を要する等の制限がある場合においても相殺することができるものとします。

20. 規定の変更

- (1) この規定の各条項その他の条件は、金融情勢その他の状況の変化その他相当の事由があると認められる場合には、当行ホームページへの掲載その他相当の方法で公表することにより変更できるものとします。
- (2) 前項の変更は、公表の際に定める相当な期間を経過した日から適用されるものとします。

以上